

公立大学法人静岡文化芸術大学 第3期中期目標（素案）の特徴

【策定方針】

- 1 法人が全体として取り組むべき重点的な目標を提示する。
- 2 中期目標は法人が進むべき大きな方向性を示すものとし、法人の自主・自律的な取組を促すため、手段的な記載は避けつつ、法人への指示が具体的に伝わるよう配慮する。
- 3 公立大学法人化後の社会情勢変化や、法人を取り巻く環境を踏まえ、公立大学に求められる社会の要請に対応する。
- 4 第2期中期目標期間の終了時の検討(今後の見直しの方向性)を踏まえるとともに、新たな取組、発展的な取組、継続すべき取組等を設定する。

項目	主な特徴
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組、社会情勢の変化とそれに伴う大学への期待 ・第3期の重点的な目標 <ol style="list-style-type: none"> ① <u>グローバルな視点と地域の視点の双方から</u>物事を考え、行動することのできる<u>人材の育成</u> ② <u>地域や他の高等教育機関との連携</u>による、<u>教育研究活動の質の向上</u>、文化と芸術を中心とした<u>地域貢献機能の強化</u> ③ 特色ある教育の推進及び多様な学生の受入による、<u>優秀な学生の安定的な確保</u>
教育研究等	教育 持続的な地域の成長を担う、多様な人材を育成する教育の拠点づくり (新規) オンライン方式と対面方式を組み合わせた効果的な教育の実施、全学的な成績評価基準ガイドラインの策定 (発展) 社会人学生の受入れの促進 (継続) アクティブラーニング、教育力の向上、高大連携
	研究 地方創生に資する、質の高い研究の拠点づくり (新規) 分野を融合した両学部・両研究科にまたがる研究の推進
	地域貢献 地域社会と緊密に連携する、地域に開かれた大学づくり (新規) 地域の特性やニーズを踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場である地域産業のイノベーション創出への参画 (継続) 教育研究成果の地域への還元、文化と芸術の情報発信と交流
	グローバル化 国際社会で活躍できる人材を育成する、世界に開かれた大学づくり (新規) 教育・研究における海外の大学等との連携・交流の強化 (継続) 留学支援の強化と留学生の積極的受入れ
法人経営	変化に柔軟かつ迅速に対応する、多様性を包摂した組織づくり (発展) 誰もが働きやすい職場環境・体制の整備、デジタル化の進展に対応した施設・設備のマネジメント
自己点検情報公開等	自律的な運営改善と訴求力の高い広報の機能を持つ、憧れをよぶ大学づくり (発展) 感染症等の制約に影響されない積極的かつ効果的な広報の展開 (継続) 自己点検・評価や外部評価の活用による大学運営の改善と充実
その他	持続可能な社会の実現に貢献する大学づくり (新規) フェアトレードへの取組、SDGsの推進 (発展) 感染症対策を含む危機管理体制の強化、ハラスメントの防止徹底

公立大学法人静岡文化芸術芸術大学 第2期・第3期中期目標の項目比較

第2期中期目標	第3期中期目標 素案
前文	前文
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織	第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育 (1) 育成する人材 (2) 入学者受入れ ア 入学者受入方針 イ 高等学校との連携 (3) 教育の内容 ア 教育内容 イ 成績評価 (4) 教育の実施体制等 ア 教員配置 イ 教育環境の整備 ウ 教育力の向上 (ア) 教育力の向上 (イ) 教育活動の改善 (5) 教育研究組織の見直し (6) 学生への支援 ア 学習・生活支援 イ 自主的活動の支援 (7) キャリア教育と進路支援 (8) 卒業生との連携と卒業後教育の展開 2 研究 (1) 社会の発展に貢献する研究の推進 (2) 研究実施体制 (3) 研究活動の評価及び管理 ア 研究活動の評価及び改善 イ 研究倫理 3 地域貢献 (1) 地域社会との連携 (2) 地域の自治体・企業との連携 (3) 県との連携 (4) 大学との連携 (5) 多文化共生の推進 4 グローバル化 (1) グローバル人材育成のための教育の推進 (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ (3) 海外の大学等との交流の活性化	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育 (1) 育成する人材 (2) 入学者受入れ ア 入学者受入方針 イ 高等学校との連携 (3) 教育の内容 ア 教育内容 イ 成績評価 (4) 教育の実施体制等 ア 教員配置 イ 教育環境の整備 ウ 教育力の向上 (ア) 教育力の向上 (イ) 教育活動の改善 (5) 教育研究組織の見直し (6) 学生への支援 ア 学習・生活支援 イ 自主的活動の支援 (7) キャリア教育と進路支援 (8) 卒業生との連携と卒業後教育の展開 2 研究 (1) 社会の発展に貢献する研究の推進 (2) 研究実施体制 (3) <u>研究成果の評価及び研究倫理の徹底</u> ア 研究成果の評価及び改善 イ 研究倫理 3 地域貢献 (1) 地域社会との連携 (2) 地域の自治体・企業との連携 (3) 県との連携 (4) 大学との連携 (5) <u>誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献</u> 4 グローバル化 (1) <u>グローバル教育の推進</u> (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ (3) 海外の大学等との交流の活性化
第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 理事長及び学長を中心とした業務運営 (2) 人事の運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 イ 職員の能力開発 ウ 女性が活躍できる環境の整備 (3) 事務等の生産性の向上 (4) 監査機能の充実 2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 (2) 予算の効率的かつ適正な執行	第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善 (1) 理事長・学長を中心とした業務運営 (2) 人事の運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 イ 職員の能力開発 ウ <u>多様性を包摂する職場環境・体制の整備</u> (3) 事務等の生産性の向上 (4) <u>法令遵守</u> 2 財務内容の改善 (1) 自己収入の確保 (2) 予算の効率的かつ適正な執行 3 <u>施設・設備の整備・活用等</u>
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の活用 2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 (2) 広報の充実	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の活用 2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 (2) 広報の充実
第5 その他業務運営に関する重要目標 1 施設・設備の整備・活用等 2 安全管理 (1) 安全衛生管理体制の確保 (2) 危機管理体制の強化 (3) 情報セキュリティの強化 3 社会的責任 (1) 人権の尊重 (2) 法令遵守 (3) 環境配慮	第5 その他業務運営に関する重要目標 1 安全管理 (1) 安全衛生管理体制の確保 2 <u>危機管理体制の強化</u> 2 社会的責任 (1) 人権の尊重 (2) <u>持続可能な社会の実現</u>

項目名の変更

発展的記載

項目名の変更

項目名の変更

発展的記載

項目統合

項目移動

項目統合

発展的記載

第2期中期目標 本文		◇=今後の見直しの方向性(3/29) ●=評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(素案)			
序文	公立大学法人静岡文化芸術大学は、「実務型の人材の育成」と「静岡県及び国際社会の発展への貢献」を教育研究の理念に掲げ、その実現に取り組んできたところである。		公立大学法人静岡文化芸術大学は、「実務型の人材の育成」と「静岡県及び国際社会の発展への貢献」を教育研究の理念に掲げ、 第1期及び第2期中期目標期間を通じ、その実現に取り組んできたところである。			
	一方、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化など、社会情勢は大きく変化しており、特に地方においては、人口流出とそれに伴う地域経済の縮小が危惧されている。 各大学はこうした変化に柔軟に対応するとともに、地方を創生する中心となる「ひと」を育成する機能や地域貢献機能の一層の強化が求められている。		地球規模の環境変化、Society5.0の到来や今般の感染症の流行に伴い、全世界において生活様式や社会活動の急激な変革が求められている一方、日本の地方は、人口減少に直面し、持続可能な地域社会のあり方を模索している。 流動的に変化する情勢の中、各大学には、グローバル社会における、経済及び文化の両面での地方創生への貢献、地域の成長を担う人材の育成が一層求められている。			
	このため、第2期の中期目標の期間においては、次の3項目を重点的な目標に位置づけ、これを達成するための中期目標を定める。		このため、第3期の中期目標の期間においては、次の3項目を重点的な目標に位置づけ、これを達成するための中期目標を定める。			
	1 優れた語学力と世界の多様な文化や日本文化についての的確な知識を備え、グローバルな視点から物事を考え、行動することのできる人材を育成する。		◇グローバルな視野と地域の視点を併せ持ち、国際社会や地域社会において活躍できる人材を育成する	1 優れた語学力と世界の多様な文化や日本文化についての的確な知識を備え、グローバルな視点と 地域の視点の双方 から物事を考え、行動することのできる人材を育成する。		
	2 大学における教育研究活動を通じ、文化と芸術を中心とした地域貢献機能を強化する。		●地域貢献のためではなく、教育研究の質の向上をさせるための大学間連携、地域との連携の必要がある。	2 地域や他の高等教育機関と連携し、 大学における教育研究活動の質を 向上させ 、文化と芸術を中心とした地域貢献機能を強化する。		
	3 教育内容の一層の充実により、優秀な学生を安定的に確保する。			3 特色ある教育の推進や多様な学生による多様な学び方に対応する体制の充実 により、優秀な学生を安定的に確保する。		
第1 中期目標 及び教育 研究上の 基本組織	1 中期目標の期間	平成 28 年4月1日から平成 34 年3月 31 日までとする。	令和4年4月1日 から 令和 10 年3月 31 日 までとする。			
	2 教育研究上の基本組織	この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡文化芸術大学</td> <td>文化政策学部 デザイン学部 大学院</td> </tr> </tbody> </table>	大学	学部等	静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部 大学院
大学	学部等					
静岡文化芸術大学	文化政策学部 デザイン学部 大学院					
第2 大学の教育 研究等の 質の向上に 関する目標	(1) 育成 する人材	ア 学士課程	教養教育と専門教育を通して、豊かな人間性との確かな時代認識、社会認識を持ち、地域社会や国際社会の様々な分野で活躍できる実務型の人材を育成する。	変更なし		
		イ 大学院課程	幅広い視野と高度の専門性を持った高度専門職業人を養成する。	変更なし		
	(2) 入学者 受入れ	ア 入学者 受入方針	大学の基本理念に基づいた入学者受入方針を受験者及び高等学校に積極的に周知し、能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を受け入れる。 また、大学院課程においては、新たに社会人向け専門講座を実施すること等により社会人への浸透を図り、多様な人材を確保する方策を講じる。	◇多様な学生の受入れ、特色のある教育研究等大学の魅力のPR、入試広報の充実等により、安定的に学生を確保する。 ◇社会人の学び直しを支援するため、社会人学生を積極的に受け入れられる体制を整備する。 ◇国の大学入試改革の動向を見据え、入試への新たな対応を進める。	大学の基本理念に基づいた入学者受入方針や 特色ある教育研究等の魅力を幅広い受験者層に積極的に周知する。 能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施することにより、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を 安定的に確保する。 また、大学院課程においては、 社会人の学び直しを支援するため、社会人学生を積極的に受け入れられる 方策を講じる。	

第2期中期目標 本文				◇=今後の見直しの方向性(3/29) ●=評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(案)		
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標(続き)	1 教育(続き)	(2) 入学者受入れ(続き)	イ 高等学校との連携	高等学校・大学双方の教員が相互の教育内容を理解し、高校生の高等学校教育から大学教育への円滑な移行を助けるとともに、高校生が大学教育の内容を理解し、高度な学術研究に触れる機会を提供するため、県内各高等学校との連携を強化する。		高等学校・大学双方の教員が相互の教育内容を理解し、高校生の高等学校教育から大学教育への円滑な移行を 推進する とともに、高校生が大学教育の内容を理解し、高度な学術研究に触れる機会を提供するため、県内各高等学校との連携を強化する。	
		(3) 教育の内容	ア 教育内容		教養教育、実践教育、語学教育など、第1期に充実・強化した教育課程について、継続的な検証を行い、教育内容の改善を図る。また、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるようにするため、アクティブラーニング(学生の能動的な活動を取り入れた授業)など、多様で効果的な方法により教育を行う。	◇大学におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタルとフィジカルとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育を実施する。 ●デジタルを取り入れ、全国から社会人学生を集められるような教育プログラムを工夫してほしい。極力全国の社会人が居住地を移さずに、履修出来るような教育プログラムを検討してほしい。	現行の 教育課程について、継続的な検証を行い、教育内容の改善を図る。また、 大学におけるデジタル化を進め、オンライン方式と対面方式を効果的に組み合わせた学修者本位の教育を実施するとともに、 アクティブラーニング(学生の能動的な活動を取り入れた授業) による実践的な教育を推進する。
				(ア) 学士課程	幅広い教養と基本的な専門学力を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育と専門教育のバランスを考慮するとともに、教養教育と専門教育の相互補完的連携が図られたカリキュラムを編成する。		幅広い教養と 基礎的な専門知識 を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育と専門教育のバランスを考慮するとともに、 文明観光学コースや匠領域など新しい教育課程を盛り込んだカリキュラムを適切に運用し、学際性に富む教育を推進する。
				(イ) 大学院課程	幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加えて、高度の専門性を要する職業に必要な高い能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを編成する。	◇教育課程の見直しや両研究科にまたがる実践的な教育研究、デジタルの活用等により大学院教育の充実を図る。	幅広い 視野と 研究能力に加えて、高度の 専門的職業 に必要な高い能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを 運用する 。 学部教育との連続性を高めるための教育課程の見直しや両研究科にまたがる実践的な教育研究、デジタル技術の活用等により教育内容の充実を図る。
				イ 成績評価	到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。	◇成績評価基準に関する全学的なガイドラインを設けるとともに、成績分布の適切性、妥当性の検討など事後検証を行い、成績評価の客観性を担保する。	成績評価基準に関する全学的なガイドラインを設けるとともに、客観性と公平性を担保した 成績評価を行う。
		(4) 教育の実施体制等	ウ 教育力の向上	ア 教員配置	教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の適正配置、学部・学科を越えた教員の相互交流や学外の人材の積極的な登用を行う。		変更なし
				イ 教育環境の整備	教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。		効果的な教育活動及び多様な学生の学習支援のため、 施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。
				(ア) 教育力の向上	教員が教育内容及び教育方法を改善し、向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント(組織的に行う教員の教育力開発)活動を充実する。	◇入試、学修成果・教育成果、就職などの情報の共有、課題の分析等により、教育内容や学生支援の充実を図るため、部署間の連携を強化する。	教員が、 教育内容及び教育方法を改善し向上させるため、 ファカルティ・ディベロップメント(FD:組織的に行う教員の教育力開発)活動を充実する。 同時に、部署間の連携の強化により、入試、学修成果・教育成果、就職などの情報の共有や課題の分析等を行い、入学から卒業まで一貫した教育を実施する。
			(イ) 教育活動の改善	外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、教育活動の改善を図る。		外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、 学修成果の多面的な検証を行うことにより、 教育活動の改善を図る。	

第2期中期目標 本文			◇＝今後の見直しの方向性(3/29) ●＝評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(案)		
第2 大学の教育研究等 の質の 向上に関 する目標 (続き)	1 教育 (続き)	(5) 教育研究組織の見直し	社会情勢の変化や地域の要請に積極的に対応するため、学部・学科等の教育研究組織及び定員の検証と必要に応じた見直しを行う。	◇大学の強みや特色を活かし、時代や地域のニーズに対応した教育研究を展開するため、教育研究組織等の見直しを図る。	変更なし	
		(6) 学生への支援	ア 学習・生活支援	社会人や留学生を含む多様な学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるようにするため、学習環境や生活支援体制を充実する。	◇新型コロナウイルス感染症への対応・経験を踏まえ、学生支援を強化する。 ●目に見える視覚障害、聴覚障害等の状況にある学生だけでなく、様々な障害を持つ学生への個々の支援も重要である。	災害発生や感染症流行等の局面にあっても、社会人や留学生、障害のある学生等 を含む多様な学生が、 授業の内外を問わず 十分な学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるようにするため、学習環境や生活支援体制を充実する。
			イ 自主的活動の支援	豊かな人間性と社会性を育むため、ボランティア活動や地域貢献活動など、学生の自主的な社会活動を奨励し、支援する。		変更なし
		(7) キャリア教育と進路支援	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するため、キャリア教育を充実するとともに、全ての学生が希望する進路へ進めるよう、学生の就職・進学活動を支援する体制を充実する。また、本県及び県内の企業に対する学生の認識を深め、学生の県内への定着を図る。	◇入試、学修成果・教育成果、就職などの情報の共有、課題の分析等により、教育内容や学生支援の充実を図るため、部署間の連携を強化する。	低学年時におけるキャリア教育を充実させ、学外の組織や企業と連携しながら、教職員一体となって学生の希望に合わせた進路支援を行う。 また、本県及び県内の企業に対する学生の 理解を促進し 、学生の県内への定着を図る。	
	(8) 卒業生との連携と卒業教育の展開	幅広く大学への支援者を確保し、大学運営に活かすため、卒業生との連携を強化するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズに対応した教育機会の提供など、双方向的な交流を行う。		変更なし		
	2 研究	(1) 社会の発展に貢献する研究の推進	独創性豊かで、高い学術性を備えた、地域の課題解決に資する研究を推進する。	◇重点研究ビジョンのもと、分野を融合した研究等特色ある研究活動を推進する。	重点研究ビジョンのもと、分野を融合した研究や 、独創性豊かで、高い学術性を備えた、地域の課題解決に資する研究を推進する。	
		(2) 研究実施体制	国際的に通用する質の高い研究を行うため、研究環境の改善や研究活動の活性化のための取組を強化する。		変更なし	
		(3) 研究活動の評価及び管理	ア 研究活動の評価及び改善	研究成果について情報共有・活用を図るとともに、様々な媒体を通じて積極的に公表し、学外の意見・評価を取り入れ、研究の質の向上を促進する。		(3) 研究成果 研究活動の評価及び 研究倫理の徹底 管理 ア 研究 成果 活動の評価及び改善 本文は変更なし
			イ 研究倫理	研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理教育を徹底する。		変更なし
	3 地域 貢献	(1) 地域社会との連携	地域文化振興の一翼を担う拠点施設及び地域等に開かれた大学として、地域の文化と芸術を担い、支える人材を育成するため、地域との連携を図り、積極的に地域に向けた文化と芸術の情報発信と交流を行う。	◇地域の特性やニーズを踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場である地域産業のイノベーション創出への参画等を通じ、地域の「知の拠点」として、地域の活性化に寄与する。	文化と芸術の振興 を担う「 知の拠点 」及び地域等に開かれた大学として、 地域の特性やニーズを踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場である地域産業のイノベーション創出への参画、フェアトレードへの取組等を通じ、地域の活性化に貢献する。	
		(2) 地域の自治体・企業との連携	共同研究の実施や、大学の有する人的資源及び教育研究成果を還元し、産学官の連携を推進することにより、地域の産業の発展及び地域の課題解決に取り組む。	◇受託事業や共同研究の実施、研究成果の地域への還元、地域での実践的な教育を通じ、企業や大学、地域住民等との対話・交流を促進し、地域との連携を強化する。 ◇地域の自治体の政策形成及び各種施策の推進を支援し、地域課題の解決に寄与する。	受託事業や共同研究の実施、人的資源及び研究成果の地域への還元、地域での実践的な教育を通じ、企業や大学、地域住民等との連携を強化する。 地域の自治体の政策形成及び各種施策の推進を支援し、文化芸術の発展及び地方創生に寄与する。	

第2期中期目標 本文			◇＝今後の見直しの方向性(3/29) ●＝評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(案)		
第2 大学の 教育研究 等の質の 向上に関 する目標 (続き)	3 地域 貢献 (続き)	(3) 県との連携	県の政策形成及び各種施策の推進を積極的に支援する。		変更なし	
		(4) 大学との連携	地域における高等教育の機能の向上を図るため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するなど、地域の大学との連携を推進し、教育研究活動の交流を積極的に行う。	◇教育や研究の質の向上に取り組むため、大学間連携を進める。 ◇教育研究や教職員の人材育成等において、大学間での協働関係を築き、県内大学との連携を強化する。	教育や研究の質 の向上を図るため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するとともに、 教育研究や教職員の人材育成等において、大学間での協働関係を築き、県内大学との連携を強化する。	
		(5) 多文化共生の推進	様々な国籍を有する人々との交流を通じ、多様な文化、言語、習慣を持つ人々との相互理解を深め、国際感覚を養うとともに、多文化共生社会の実現に貢献する。	◇ダイバーシティ(多様性)に対する啓発などを通じ、性別・年齢・国籍などの属性にかかわらず人間として尊重され、個性や能力を発揮できる教育・研究、職場環境づくりに取り組む。	(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献 多様な文化、言語、習慣等の背景を持つ人々との相互理解を深め、 国籍・性別・年齢などの属性にかかわらず、個性や能力を発揮できる共生社会 の実現に貢献する。	
	4 グロー バル 化	(1) グローバル人材育成のための教育の推進	日本及び世界各地の地域文化と地域コミュニティの特色を理解し、世界で活躍・貢献できる、国際的な視野を持ったグローバル人材を育成するため、英語・中国語をはじめとする外国語教育と異文化理解のための教育を全学的に推進する。	◇グローバルな視野と地域の視点を併せ持ち、国際社会や地域社会において活躍できる人材を育成する。 ◇国際交流・多文化共生に総合的に取り組む多文化・多言語教育研究センターを運営し、日本人学生と留学生や定住外国人学生等との多文化間の交流促進など、地域の特色を踏まえながら、グローバル化を推進する。	(1) グローバル教育の推進 グローバルな視野と地域の視点を併せ持ち、国際社会や地域社会において活躍できる人材を育成する。 多文化・多言語教育研究センターを中心に、日本人学生と留学生や定住外国人学生等との対話・交流促進など、地域の特色を踏まえながら、全学的にグローバル化を推進する。	
		(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ	留学支援体制を強化するとともに海外からの留学生や在留外国人学生を積極的に受け入れ、学生が国内外において異文化に触れ、外国人と交流する機会を増やす。	◇海外に留学する学生への支援や海外インターンシップの拡充等により、学生の国際的な視点を広げる機会を増やす。 ◇外国人留学生への日本語学習支援や生活支援、受入れ環境の整備等により、留学生を積極的に受け入れる。	海外留学支援体制の強化や海外インターンシップの拡充等により、日本人学生が多様な人々と交流する機会を増やすとともに、外国人留学生や在留外国人学生への日本語学習支援や生活支援、受入れ環境の整備等により、留学生を積極的に受け入れる。	
		(3) 海外の大学等との交流の活性化	世界に開かれた大学として、国際交流を活性化するため、海外の大学等との交流関係を深め、交換留学や共同研究などを積極的に推進する。	◇オンラインも活用し、教育・研究における海外の大学等との連携・交流を強化する。	世界に開かれた大学として、 デジタル技術の活用等により、交換留学や共同研究などを積極的に推進し、教育・研究における海外の大学等との連携・交流を強化する。	
	第3 法人の 経営に 関する 目標	1 業務 運営の 改善	(1) 理事長及び学長を中心とした業務運営	理事長及び学長のリーダーシップにより経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学づくりを進める。	◇大学の強みや特色などオンリーワンの価値を確立し、大学の魅力を更に向上させるため、理事長、学長のリーダーシップのもと、教職員一体となり、大学改革を推進する。	(1) 理事長・学長を中心とした業務運営 理事長・学長のリーダーシップのもと、 教職員一体となって、大学改革を推進し 、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外役員等の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学づくりを進める。
			(2) 人事の運営と人材育成	ア 人事制度の運用と改善 教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。		変更なし

第2期中期目標 本文				◇＝今後の見直しの方向性(3/29) ●＝評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(案)	
第3 法人の 経営に 関する 目標 (続き)	1 業務 運営の 改善 (続き)	(2) 人事 の運営と 人材育成 (続き)	イ 職員の 能力開発	グローバル化、学生支援、産学官連携等の大学運営の様々な分野で活躍できる専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント(組織的に行う職員の職務能力開発)の取組を充実する。	◇法人の自律的な運営の核となるプロパー職員について、管理職への登用を見据えた人材育成に取り組む。	グローバル化、学生支援、産学官連携等の大学運営の様々な分野で活躍できる専門性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント(SD:組織的に行う職員の職務能力開発)の取組を充実する。 また、法人の自律的な運営に向け、プロパー職員について、管理職への登用や専門分野への配置などを見据えた人材育成に取り組む。
			ウ 女性が 活躍できる 環境の整備	多様な人材の活用及び登用により、組織を活性化するため、職業生活と家庭生活の両立に向けた労働環境の改善を図る。	◇育児から介護までライフステージを踏まえた働きやすい勤務環境・体制の整備を進める。 ◇ダイバーシティ(多様性)に対する啓発などを通じ、性別・年齢・国籍などの属性にかかわらず人間として尊重され、個性や能力を発揮できる教育・研究、職場環境づくりに取り組む。	ウ 多様性を包摂する職場環境・体制の整備 多様な人材の活用及び登用により、組織を活性化するため、 個人の属性にかかわらず個性や能力を発揮できるよう、育児から介護までライフステージを踏まえた働きやすい職場環境・体制を整備する。
		(3) 事務等の生産性の 向上	既存の業務や事務組織の適切な見直し及びIT(情報技術)の活用の推進などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。	◇戦略的な法人経営・大学運営の基礎となる情報を収集・分析するIR機能の充実を図る。	既存の業務や事務組織の適切な見直し、 戦略的な法人経営・大学運営の基礎となる情報を収集・分析するIR機能の充実を図り 、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。	
		(4) 監査機能の充実	適正な法人運営を継続的に行うため、監査機能を充実するとともに、監事監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大学運営に反映させる。		(4) 法令遵守 ←第5-3-(2)法令遵守を統合 大学に対する社会の信頼確保のため 、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。 また 、適正な法人運営を継続的に行うため、監査機能を充実するとともに、監事監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大学運営に反映させる。	
	2 財務 内容の 改善	(1) 自己収入の確保	科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携による共同研究及び受託研究などの外部資金の獲得等による自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。	◇学部の特異性を踏まえた外部研究資金の獲得に取り組む。 ◇静岡文化芸術大学基金の積極的な広報等による寄附金の受入れ拡大、外部資金の獲得支援により、自己収入の増加を図る。	科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携による共同研究及び受託研究、 静岡文化芸術大学基金の積極的な広報等による寄附金の受入れ拡大 などの外部資金の獲得等による自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。	
		(2) 予算の効率的かつ 適正な執行	財務状況の分析や適切な予算管理により、効率的かつ適正な予算執行を進めるとともに、経費の節減を図る。		変更なし	
					3施設・設備の整備・活用等 ←第5-1から移動 施設・設備を有効に活用するとともに、 計画的に施設整備・維持保全を行い、施設の長寿命化を図り、安全・安心かつ良好な教育・研究環境を確保する。 また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザイン、 デジタル化の進展 などにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。	
	第4 自己点検・ 評価及び 情報の 提供に関 する目標	1 評価の活用	定期的実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。	◇自己点検・評価に加え、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人経営・大学運営を継続的に見直す。また、公的資金によって支えられている公立大学法人として、適正なガバナンスが確保されているか点検・検証する。	定期的実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。 また、公的資金によって支えられている公立大学法人として、適正なガバナンスが確保されているか点検・検証する。	

第2期中期目標 本文			◇＝今後の見直しの方向性(3/29) ●＝評価委員意見(3/29)	第3期中期目標 本文(案)	
第4 自己点検・ 評価及び 情報の 提供に関 する目標 (続き)	2 情報公開 等の充実	(1) 情報公開の推進	業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。	◇業務運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすため、積極的な情報発信を行う。	変更なし
		(2) 広報の充実	「選ばれる大学」を目指して、大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。	◇大学の認知度拡大に向け、積極的かつ効果的な広報を展開する。 ◇多様な学生の受入れ、特色のある教育研究等大学の魅力のPR、入試広報の充実等により、安定的に学生を確保する。 ●コロナ禍でもオープンキャンパス・入試などを中止・縮小せずに、県境をまたがらないで参加できる工夫を講じ、学生確保を安定的に続けなければならない。	「 憧れをよぶ 大学」を目指して、大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、 社会状況に応じた 効果的かつ 戦略的 な広報を展開する。
第5 その他 業務運営 に関する 重要目標	1 施設・設備の整備・活用等		施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努める。また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。	◇個別施設計画に基づき、施設整備・維持保全を行い、施設の長寿命化を図り、安全・安心かつ良好な教育・研究環境を確保する。 ◇デジタル化の進展に対応した施設・設備の充実を図る。	→第3-3へ移動 施設・設備を有効に活用するとともに、 計画的に施設整備・維持保全を行い、施設の長寿命化を図り、安全・安心かつ良好な教育・研究環境を確保する。 また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザイン、 デジタル化の進展 などにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。
	2 安全管理	(1) 安全衛生管理体制の確保	学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を確保する。		学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を 強化 する。
		(2) 危機管理体制の強化	大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を強化する。また、学生に対する安全管理教育を実施するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。	◇感染症等の新たなリスクも踏まえ、危機管理体制を強化する。	(2) 危機管理体制の強化 ←(3) 情報セキュリティの強化を統合 大学における事故、災害、犯罪による被害、 感染症流行等 を未然に防止し、事故、災害、犯罪、 感染症 が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を強化する。 また、学生に対する安全管理教育を実施するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。 併せて 、情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を強化する。
		(3) 情報セキュリティの強化	情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を強化する。		
	3 社会的 責任	(1) 人権の尊重	教職員及び学生の人権意識の向上や、ハラスメントの根絶を目指した取組を積極的に実施する。	◇ダイバーシティ(多様性)に対する啓発などを通じ、性別・年齢・国籍などの属性にかかわらず人間として尊重され、個性や能力を発揮できる教育・研究、職場環境づくりに取り組む。 ◇人権尊重・法令遵守の徹底など、公立大学法人としての社会的責任を果たし、ハラスメント行為の根絶に向けた取組を推進する。	多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指し 、教職員及び学生の人権意識の向上や、ハラスメントの根絶 に向けた 取組を積極的に実施する。
		(2) 法令遵守	教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。		→第3-1-(4)へ統合 大学に対する社会の信頼確保のため 、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。
		(3) 環境配慮	地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減するための取組を推進する。		(2)持続可能な社会の実現 フェアトレードへの取組や、環境への負荷を低減する対策を充実させ、SDGsの推進を図る。